

令和6年度第1回高槻市景観審議会

日時：令和6年11月1日（金）午後2時～

場所：高槻市役所本館3階 第2委員会室

【事務局】

それでは定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第1回高槻市景観審議会を開催させていただきます。

私は本審議会の事務局を預かっております、都市創造部長の北野と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

それでは開会に先立ちまして、八十副市長よりご挨拶申し上げます。

【副市長】

皆様こんにちは。副市長の八十でございます。

令和6年度第1回高槻市景観審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本日は公私何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から本市の景観、屋外広告物行政の推進に向けて、ご指導・ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日ご審議していただきます案件は、昨年度に引き続き、「景観保全に係る取組について」でございます。

この取組は、本市の良好な景観形成を図るため、市内に現存する町家等の景観形成資源の保全を行うとともに、風格と趣のあるまちなみ形成の推進に向けた登録・支援制度等を検討するものでございます。

ご承知の通り、検討を進めております高槻城下町のエリアには、江戸時代に、北摂唯一の城郭として重要な役割を果たした高槻城跡があり、歴史的・景観的価値が非常に高いエリアと考えております。

このような中、本市としましては、昨年3月にオープンしました高槻城公園芸術文化劇場を契機として、かつて城下町が広がっていた高槻城公園北エリアに櫓や石垣を整備し、歴史風情を感じることができる空間を目指して整備を進めているところでございます。

今後、公共施設の整備とあわせまして、町家等の所有者や地域の皆様とともに城下町らしい景観に配慮した、まちなみの形成に取り組んで参りたいと考えております。詳細につきましては、後ほど事務局の方から説明を申し上げます。

委員の皆様方には、幅広いご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、八十副市長は別の公務のため、ここで退席とさせていただきます。

改めまして委員の皆様にはご多忙にもかかわらず、本審議会委員を快くお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本審議会の運営は、高槻市景観審議会規則第3条第1項の規定によりまして、会長が議長となって議事を進行していただくことになっておりますが、今回は皆様への委員委嘱後はじめての審議会となるため、会長がまだ決まっておりません。そのため、会長が選出されますまでの間、私ども事務局が議事の進行をしてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。五十音順でご紹介申し上げますので、よろしくお願い致します

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

【事務局】

本日の出席委員数は11名でございます。

委員総数12名の、過半数の出席がございますので、本審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本日の審議会は成立いたしております。

それでは、「会長・会長代理の選出」へと進めさせていただきます。

<会長の選出及び会長代理の指名>

【会長】

それでは皆様のお力を借りながら、議事を進行してまいりたいと思います。

まず、傍聴についてです。傍聴希望者は何人おられますか。

<会長に傍聴希望者が1名いることを知らせる>

傍聴希望の方が、1人おられます。本日の案件は、公開することが不適當なものとは認められませんので、傍聴を許可したいと思います。それでは、傍聴の方に入場していただいでください。

<傍聴者入場>

それでは、議事を進行させていただきます。

次第2の案件「景観保全に係る取組について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは審議案件、「景観保全に係る取組について」における、景観形成資源の保全等に関わる登録・支援制度についてパワーポイントを用いてご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

本日の内容はご覧の目次の6つの項目となっており、はじめに「1__取組の方針」について説明いたします。

本取組における城下町エリアにつきましては、往時の面影を受け継いだ建築物や道標等の景観形成資源が数多く残り、歴史的な趣を感じさせるまちなみが形成されています。

これらの景観形成については、点でなく、面で保全や創出等を行う必要があると考えており、本取組の方針につきましても、景観法に基づくまちなみの景観形成に向けて、城下町らしい趣を創出する取組の検討を行うものと考えております。

【事務局】

続いて、「2__これまでの取組」について説明いたします。

これまでの取組では、城下町らしさを感じられる建造物等の調査を行い、瓦葺（かわらぶき）、漆喰壁（しっくいかべ）、虫籠窓（むしこまど）等の仕様を有する登録対象候補となる60件ほどの既存建造物を抽出するほか、古地図と現在の地図を重ね、かつての城郭（じょうかく）や町家、武家屋敷との位置関係を照合いたしました。

また、段階的な支援を通じて取組を促進することを目的とした登録・認定・指定制度の創設について検討しておりました。

これまでの取組について、昨年度の本審議会では、「段階的な取組も大事だが、必ずしも登録から認定、認定から指定を目指すものでなくても良い」と言ったご意見

や、「登録制度は柔軟性が高く、ハードルが低いほうが望ましい」という意見のほか、「新しい建物を修景する時にも城下町らしい趣を出そうとされる方にも補助があれば良い」とのご指摘をいただきました。

さらに、「現在では町家の絶対数が少ないため、維持するだけでは歴史的なまちなみは創出できないので、保全するという基本方針と新たな修景制度を作っていく方針の2本立てとする方法がある」というご意見もいただきました。

その他にも、「修景をする際、現在では昔ながらの工法や材料が手に入りにくくなっている状況であるため、仕様にこだわらず、今できる工法と材料と職人で城下町らしい景観を形成できるのであれば、登録の対象でも良い」とのご意見をいただくことができました。

【事務局】

これまでのご意見を踏まえて、「3__登録・支援制度の再検討」について説明いたします。

冒頭でもご説明させていただいたとおり、本方針につきましては、景観法に基づくまちなみ景観形成に対する取組として、登録・支援制度を設けるものと考えており、今回対象とする城下町エリアについては、高槻市景観基本計画において、歴史的な趣のある地区に位置付けられることから、城下町らしい趣ある景観形成を目指すものとしております。

次に、昨年度の審議会での意見を踏まえて、制度の再検討が必要となった理由です。令和5年度における登録・認定・指定制度に関しては、基本的に既存建造物を対象とし、登録建造物の次に認定建造物、最後に指定建造物とする段階的な制度としており、支援制度については認定を受けた段階から活用できるものとしていました。一方で、新たに建築を行う建物も支援の対象とする場合、現存しない建造物を登録の段階も経ずに認定建造物に位置付けなければならない矛盾が生じてしまうことから、登録制度と支援制度を切り離して、既存・新築を問わず全ての建造物に対応する制度として再検討することが必要となりました。

改めて登録・支援制度の再検討におけるポイントについて再整理しました。

1つ目に、登録・支援制度を通じて、城下町エリアにおける機運醸成を図り、城下町らしい趣あるまちなみ景観の形成を推進すること、

2つ目に、登録制度は段階的な階層分別をやめて、城下町らしい趣を感じられるものであれば幅広く活用できるものとする

3つ目に、新旧問わず登録できるものとする

4つ目に、支援については新築も対象とする

以上の4つのポイントを踏まえ、登録制度と支援制度を切り離す方針として、新たな登録・支援制度を検討いたしました。

【事務局】

ここからは新たな登録制度について、ご説明いたします。

まず、登録制度の目的につきましては、景観に対する市民の関心を高めるため、景観形成資源を広く発掘・収集ができる制度とし、市ホームページ等を活用し情報発信を行い、城下町らしい趣とするまちなみの形成に向けた機運醸成を目指すものと考えております。

次に登録基準について、詳細は後ほどご説明いたしますが、城下町らしい趣があるものとしております。次に登録対象については、建造物、樹木、道標等で、新旧や自薦他薦を問わず、所有者の了承が得られたものと考えております。最後に情報発信については、登録制度の了承が得られた建造物等を対象として、市ホームページ等を活用して広く情報発信を行うものと考えております。また、登録の中でも、例えば高槻市景観賞入賞の経歴を持つ建物など景観的に優れた建造物等は、指定などの分類に分けることも検討してまいります。

登録基準についてですが、城下町エリアの登録制度において、新旧問わず幅広く活用できるものと想定しているものの、一定の登録基準がなければ判断が困難になると想定されることから、登録基準を策定することとしました。

登録基準の策定においては、高槻市景観基本計画において定められた「歴史的な趣のある地区」として、色彩基準と個別基準を遵守した外観を有し、城下町らしい趣あるまちなみ景観に寄与するものとなる事を考え、色彩基準につきましては、外観の基本色を色相10R～10Yとする温かみのある赤色から黄色の範囲として、明度を2以上、彩度を4以下の設定としております。なお、無彩色や木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は、この色彩基準の対象から除くとしております。

次に、個別基準についてです。

ポイントとしては、新築に対しても幅広く支援できるように、現代の工法・素材であっても景観的に模した仕上げなどにより配慮されていれば、条件に合致するよう項目毎に仕様を記しています。道路に面した部分で①～⑦に挙げている基準項目の1つでも満足すれば登録対象と考えております。

本日は、この登録基準について、ご意見を賜りたいと考えております。

【事務局】

次に情報発信については、応募から登録（情報発信）までの手順を考えています。

まず、最初に自薦他薦を問わず募集を行い、応募があった建造物に対し庁内で登録基準をもとに審査を行います。そこで登録基準を満足していれば、所有者に登録の確認を行い、了承いただければ必要に応じてホームページ等を活用して広く情報発信を行い、城下町エリアの価値向上および機運醸成を図りたいと考えております。市ホームページについては、所有者の方に了承いただいた建造物毎に写真とともに詳細な仕様の解説など掲載することを考えております。

新たな登録制度のポイントについて整理をしました。

これまでご説明したポイント①、②に加えて、ポイント③に示すとおり、登録された建造物については、所有者からの申出があれば、いつでも解除できるものとして考えております。

次に、今年度における登録に向けた取組について説明いたします。

城下町エリアを対象とし、過年度の調査によって意匠や形態、色彩、材質が城下町らしい地域固有の景観を特徴づけている建造物 60 件を抽出しており、その所有者に対して登録制度の説明とヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングの実施にあたっては、簡単なヒアリングシートを活用しながら登録制度の説明を行い、登録に対してご賛同いただけるか確認を行いました。先ほどの登録（情報発信）までのフローを用いると、今年度の取組は青点線の枠内の手順となります。

ヒアリングの結果は図に示すように、60 件中、登録了承いただいたのは 16 件、保留が 6 件、不在が 14 件、既に建替済であったのが 6 件、登録にご賛同いただけなかったのが 18 件となりました。

さらに、登録了承を頂いた建造物の内訳については、個人住宅 7 件、店舗 3 件、寺社 5 件、市の施設 1 件となっています。

そのほか、保留とされた理由については、その場で判断が難しく、家族と相談する時間がほしいとの声が多く、登録不可とされた理由については、登録制度が公表を前提とした制度であることから、セキュリティ上の懸念や、日常生活の支障に係る不安といった声を多くいただきました。

今後の取組につきましては、登録了承を頂いた建造物等については、公表を前提とした資料を作成してまいります。

登録を保留または不在であった案件については、引き続きヒアリングを実施してまいります。ヒアリングの際には、市民に寄り添う形で意見を聞きながら、市に対して気軽に相談できるような体制作りに努めてまいります。

ここまでの目次「1_取組の方針」から目次「4_新たな登録制度」までの説明でございます。何かご意見などありましたら、よろしく願いいたします

【会長】

ありがとうございました。

先ほどご説明の中で登録の基準を中心というお話でございますけれども、全体にわたって様々なご意見等があるかと思しますので、今までの説明内容に関しまして、どの観点でも結構ですので、ご質問、ご意見賜ればというように思いますが、いかがでしょうか。

【A 委員】

新築の登録に対して、設計時に登録申請をするというように、今お話を聞きましたが、その設計者に対して、何か縛りが弱いような気がします。

要は登録するかしないかっていうのは、持ち主の判断によるもので、景観に沿うようなデザインの設計をするのは設計者です。

その設計の登録をしましたということだけで、審査が庁内審査だけですが、私としてはその辺は、登録するもしないも関係なく、城下町エリア内の新築をする場合は、景観アドバイザー会議等に出して、有識者や第三者に基準や保存方針を学んでいただいた上で、設計していただくことで、設計者としても、頑張っって何かしらの賞を取りに行こうかなという気が起こると思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

まず大きく分けて2つ、この後にも説明させていただきますけれども、登録制度と支援制度というのを考えておきまして、まず登録制度につきましてはハードル低く幅広く、登録していきたいと考えております。

その中で、ホームページ等を使いながら、情報発信をして機運醸成をまず高めていきたいという思いがあってこういう基準制度とさせていただいているところがございます。

その中で、新築建築物につきましては、どういう基準をクリアするかというところは、また後程説明させていただきますけれども、今後の検討の中で、ご相談させていただきたいと考えているところでございます。

【会長】

おそらく A 委員さんのお話の意図は、やはり市に登録していただいて、いわゆる新築で城下町らしさを醸し出すような、モデルになるようなものを作ってもらいたいということだとすると、そのあたりの質、レベルを一定のところへ持っていかない

と、何でもかんでも登録をするということで、本当にそれでいいのか、そうなれば困りませんかということだと思います。

特に新築の場合は、かなりいろいろなものが出てくる可能性がありますので、その質をどのように評価して進めていくのか、その辺りは、まだ運用は詰まっていないところもあると思いますので、特に新築の場合はどうするかというところを事務局としてご検討いただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

今の段階では、色彩基準や個別基準を1つでも充足すればというところは考えているところではありますが、特にその新築については、何か我々も迷う場面が出てくるのかなと思っておりますので、その際には専門部会等を通じてご相談させていただきたいと考えております。

【B委員】

私も新しいものの認定については、進めていただけたらなと思いますが、同じようにチェック機能をどうするかというところが、重要かと思います。

東京の墨田区における話ですが、長屋がずっと残っている地域がありまして古い建築もいっぱいありますが、長屋を建て替えるというか、新しい新築長屋を作られて、多くの人たち、若い人たちが住むというところがあります。

例えば、本当に残したい建物が木造だけれども、ここの街角にこれやって欲しいけれども、かなり傷んでいてどうしようもないっていうとき同じような形で建て替えるときには、そういうまちなみを維持し、連坦させる建て替えが、やはりふさわしいと思います。

京都市でも「平成の京町家」という制度を作った時期があります。

これは古いものを残す、町家を残すだけでは、まちなみができていかないということで、新築のガイドライン、基準を作りまして、平成にできる京町家ということでやっていました。その基準がかなり厳しすぎたので、継続できなかつたっていうことはありましたが、そういう考え方が大事かと思いました。

1点、質問としては、今後の進め方・目標値みたいなところを、どういうふうに置いていくかというところが大事だと思いますが、そのあたり今のお考えはありますでしょうか。

【事務局】

まず建築物の登録につきましては、本審議会でご意見いただいた上で、ホームページ等の掲載に進めていきたいと考えております。

後程説明させていただきますけれども、支援制度というところも考えていけないと思っております、それについては、来年度、専門部会を設けさせていただきます、その中で検討していきたいと考えているところでございます。

【事務局】

新規物件について、ここで今ご紹介する資料をご用意できておりませんが、富田の方で、地域の方と合意形成できた分について支援しているところがございます。

ハードルが高いわけではありませんが、新築物件においても、地域と協議した中でこのデザインであればみんなやっていこう、屋根や壁とか一部でも基準に合致するところがあれば支援していこうというところもありますし、登録のレベルについても今後考えていきたいと思いますが、中でもすごく凝ったデザインとか、良いものを作っていたらこうとすると、費用が高くなりますので、求めるところの質の高さや支援も含めて、我々ももう少し勉強が必要と思っているところでございます。

【会長】

富田はまちなみ環境整備事業を使ってらっしゃいますよね。だからまちなみ環境整備事業が、おそらく新築のイメージなのかなあというふうに思っています。

一定の基準というのもガイドラインだと思いますが、ガイドラインを用意しておいてそれをうまく活用しながら新築された場合に、一定の補助額の補助金が出ていくということでやっていますが、城下町エリアがまだちょっと面的に広すぎるので、まちなみ環境整備事業と同じように使うというところまではいけないのかなと思います。それに準じた形で、支援制度をいよいよ実施していくということになっているのかなと推測しており、そういう意味で新築物件は、まちなみ環境整備事業をイメージしていただければ、共有できるかなと思います。

私も幾つかの地域で、まちなみ環境整備事業を手伝いましたけれど、こんなんであえのってというような、そんなデザインもないことはありません。

でも、ちょっとまちなみを意識しましょうという、啓発の意味も込めたら、その辺りは目をつぶってもらった方がいいのかなという部分もありますので、そこをどの辺りで線引きするのかというのはまた専門部会でも検討していただければと思います。

【A 委員】

会長が非常に私の意見を柔らかいように言い換えていただきましたが、私は逆に登録しなかったら何を作ってもいいのかというところが気になります。

例えば、真四角のガラスで作られたブロックの店舗を、ど真ん中に作ってそんなものが増えていくことが、高槻市の目指すこの地域の最終的な地区のイメージとして正しいのか逆の方向も考えてください。

登録しなければ、何を作ってもいいのかと、それが単純な住宅メーカーが作っているのではなく、建築家が作っていくとなると、基準がわからない中で自分のイメージだけで、これが一番ここのイメージにふさわしい新しい店舗・住宅ですということになってしまわないか理解していただければと思います。

【会長】

その辺りはなかなか自由と規制の問題のところがあって、どこまで権力的にいけるのかというところがあるので、まずは今お話をいただいた話でいうと、まずは景観重点地区のような形で指定していただいて、その中の案件には一定のガイドラインを用意して、それを見ながら設計してもらおうというような形で、それはまた別の制度的運用でやっていくといけるのではないかとこのように思いました。

ちなみに、まちなみ環境整備事業について、最近では奈良県のとある地域で、城下町エリアからすると一番端っこのところでお手伝いをしました。その説明会のときに、地域の方がまず抵抗を示されたのが、また規制ですかということでした。もうこんな規制になるのであれば、うちはいいすみみたいな話になりましたので、私の方からまちなみ環境整備事業は規制ではありません、普通の建築基準法を守っていただいたら、普通の建物を建てることができますとお伝えしました。それに、少し修景をしていただくと、その部分にお金がかかる反面、補助が出るという制度なので、自分で全額出していただいて普通の建物を建てていただいているんですよというようにお話をさせてもらいました。

いわゆる、プラスアルファの修景の制度という話をさせていただいたところ、納得度がぐっとアップしまして、そうであれば、いろんなガイドラインを作ってもらっても乗る人が乗ればいいみたいな話でスムーズに進みました。

なので、最初から規制の話や規制の色が出てしまいますと、かなり抵抗を示されて、放っておいてくださいということになりかねないと思います。緩やかではあるけど、乗ってくださる方は、きちんと作っていただきたいということが、おそらく今回提案の登録制度と理解していますので、先ほどの規制の部分と誘導の部分をうまく使い分け・組み合わせながら言っていただくとありがたいと思います。

【C委員】

以前から、高槻の町家に関する活動を市民活動でやっており、よく誤解されたのが、城下町が大事だとか町家は大事だと言いますと、その昔、町家が並んでいたようなまちなみにするのかと言われることが多くありました。

高槻は、去年のデータで示されておりましたが、点在する形で町家が残っているので、まちなみを今更江戸時代とか、昭和の材料・工法が変わるまでのまちなみに戻すということはもうナンセンスなので、それは考えてないとお伝えしました。

ただ、今残っている町家はなるべく頑張っておいて残して、可能であれば誘導していくということだと思っています。

今、市がおっしゃったのは登録と指定について説明がありましたが、入口の段階で、そこにこだわり過ぎているのではないかと思います。門戸は広げておいて、審査のほうを厳しくするほうがいいのではないかと思います。

さっきの登録了承いただいている件数は、住宅7件と店舗3件の10件で、10件であれば少なく見えるかもしれませんが、実は大変な数でこれだけよく同意を取り付けられたなと思います。

例えば、その登録了承の10件の家をAとします。今の感じだと登録されないと、補助が受けられないという感じがしますが、圧倒的に今A以外の町家であって、同意できてない、少しまだ怖いから同意できないという方も多いと思いますが、そういう方をBとします。また、今は町家とみなされていないところをCとします。

そうすると城下町のエリアについては、BとCが圧倒的に多いわけです。例えばBで今同意できない、保留や不在、登録不可と言っている方でも、近い将来必ず補修や改修とか、あるいは建て替えの時期が来ますので、そのときに助けてあげられるようにしておいた方がいいと思います。

どうするかというと、A、B、Cともに全部、とりあえず城下町の町家らしくしたいという相談があれば、審査の対象にして、可能であれば、その部分について適当だと思われる部分について、補助していくということができれば、高槻城下町の町家を助けていくということには繋がっていくだろうと思います。あまり初めからシャッターをおろさないで欲しいということです。

今これができるのは、残念ですが行政しかないと思います。

以前、民間で町家の保全をやっていけるような、資金調達等をやろうという方々もいましたが、頓挫してうまくいかなかったというのもありますし、十五、六年続いていることなので、その間でなかなかうまくいかない場合もあります。

だから今、行政がようやくその気になってくださっているので、行政の方はちょっとそういう気持ちで町家の方を見ていただきたいなと思います。

10件同意が取れていますが、他にもまだ同意が取れてない方や迷っている人などたくさんいるので、そういう人たちも将来的には、補助して助けてあげられるようにしていただきたいなと思います。

その場合、登録・指定したところとそうでないところに分かれますが、Aの方がB、Cよりも補助額の上限額やパーセンテージが高くなるようにすることや、具体的に補修するときの補助率を上げていくことで補助額に差をつけることも考えられます。こういう場合、大事になるのは対象をどの範囲とするのかということです。江戸時代の城下町だったということがはっきりしているエリアで、江戸時代の図面を重ね、もともとここには例えば武家屋敷や町家があったということが、割と城下町の場合にははっきりしていると思いますので、その敷地に立地している建物を対象にするとか、江戸時代からある道に面している建物を対象にするとか、予算には限りがあると思いますので、そういうのは厳格に判断する必要があると思います。それからアドバイザー会議もいいですが、それに特化した審査の場が必要になってくると思います。

【会長】

前半部分の話で言うと、おそらく同意が難しいとの意見が多い理由として、ホームページで公表しますというところだと考えます。

それを条件にしなければ、単に登録リストに載せるということだけでいいとなれば、もっと同意が取れるのではないかと思います。

市としては、お金の持ち出しとかはないため、リストに載せるだけでいいのではないかという気がします。そうすると、先ほどC委員がおっしゃったような懸念もなくなり、表には出てないけども、登録されてそこに補助が入るなど、そういうやり方もあるので、ホームページで公開というのが、本当に1つの要件として必要なかどうか、もう少し再検討をお願いできればと思います。

【事務局】

今回の登録制度の目的につきましては、まずはホームページなどを活用した情報発信などにより、機運醸成を図ることとしているのですが、登録制度への了承が得られなかった場合でも、リストとして保有というところは、考えております。その中で、何か困ったことがあったとき、例えばリフォームするときに、新制度があつてその際に、相談していただいた中で少し景観に配慮していただけるような関係性が築けていけたらと考えているところでございます。

【会長】

少し話がずれてしまいますが、文化財保護法で登録文化財を作ったとき、参考にしたのがイギリスのレジスター制度です。その制度は少し乱暴で、所有者の同意は関係なく、市役所が勝手に登録し、登録リストには後から登録しましたという通知が来る、というような制度です。

それを参考にしたいところですが、日本はそこまで乱暴なやり方はできないということで、もう少しきちんとしていこうということで今の制度になっています。

リストアップして守っていこう、あるいはいいものを作っていこうという所有者さん、設計者さんの思いを高めていくということが重要なことなので、必ずしもホームページの公開にこだわる必要もないのではと思います。

別にホームページに載っていないなくても、近所にそれがちゃんとあるっていうことが、機運醸成にも繋がるはずですので、そこもまたご検討いただければと思います。

【D 委員】

この登録にあたっての登録基準で、アピールしたいのは、個別基準①から⑦の1つでも該当するということが重要であると思っています。

今回の調査も意匠・形態からいきますので、意匠・形態で、1つでも、昔の要素に合致していて、色彩はこの範囲の中で収まってください、みたいな順番じゃないかなというふうに城下町エリアを見ていて思うので、この共通事項のところを色彩→個別基準の順番なのか個別基準→色彩の順番なのかみたいなことを考えてもいいのではと思います。

【会長】

D委員の言葉遣いの中で形態意匠というのがありますけど、通常は形態意匠って言います。個別基準と言うと何の個別かわかりにくいと思います。

ここでは、色彩だけが特別視されたような感じがしますので通常の言い方で形態意匠の基準、色彩の基準、工作物の基準というような使い分けの方が、内容的にはわかりやすい言葉遣いになるのではないかなと思いますので、そこも工夫をお願いできたらなと思います。

【E 委員】

制度としては、登録制度でいいと思いますが、さっき登録文化財の話が出ていましたが、歴史をやっている人間だと、どうも登録制度っていうとその文化財に引きずられてしまう面があるのですが、新築も含むということで文化財じゃないし、景観

上の施策としてやるっていうことで、制度は登録制度だけど、その登録されたものにどういう名称をつけるかっていうのは何かお考えがあるのでしょうか。制度だけだとあんまり広まらなくて、ネーミングが結構大事だと思っているんです。

【事務局】

現時点で名称は正直考えていないところがございまして、その中で、登録文化財というような言い方もございますので、その言葉と間違えないような表現がいいとは思っているところでございます。

他でこういう名称を使っているところがあれば、教えていただけないでしょうか。

【E 委員】

景観資源というのも固いと言えば固いと思いますし、市民の人にもアピールできる少し柔らかさがあって、景観や修景というのが大事というところが伝わるという気はします。

大阪市では、景観だけではなく、歴史的なものや文化財ではないものも含まれている“大阪セレクション”という通称かもしれないですけど呼んでいるものがあります。それは歴史的な意味も、新しいものも含まれており、大阪セレクションっていうのを聞いたら何のことかよくわからない部分はあるんですが、でもなんかちょっといいよねということで選ばれていると思います。

もう1つは、少し話が外れてしまいますが、住所を公開していない大阪セレクションというものもあります。個人住宅ではありますが、写真は公開されているので、知っている人は知っているかもというものです。このように住所を出さない公開の仕方という方法もあるため、いろんな手法をやわらかく使いつつ、皆さんにアピールする、こういうのが良いとわかる、何かいいネーミングが出るといいなと思います。

【会長】

景観法上は景観重要建造物があります。そうすると、それに準ずるなら景観登録建造物ということで、少し硬い印象があります。

例えば金沢市では、こまちなみというひらがなを使っています。こまちなみの「こ」をわざわざひらがなにしているのは、古いの「古」と、小さい「小」という意味があるようで、文化財まではいかないけれども、残しておいたほうがいいというものをこまちなみという言い方をしており、条例もこまちなみ条例というものを作っています。さらに言うならば、そのこまちなみの建築物の登録制度があり、パネルも用意されていて、この建築物はこまちなみ建築物として市が指定していますという

ものが貼ってあります。

そういうちょっと小洒落たといいますか、親しみのある名前のつけ方も良いと思いますので、また委員方も考えていただき、あるいは事務局も考えていただき、いいものが見つかったら、またお届けいただいたらと思います。高槻らしい言葉が見つかったら一番いいですね。

【F 委員】

ちょっと気になったのが、資料 10 ページのヒアリング結果で、特に建替え済だというのが 6 件あるのと、それから不在、これはタイミングが悪くてヒアリングできなかったというものだけではなく、空き家みたいなものも含まれているというお話でした。

そう考えると、これは支援制度の話とも絡むのですけれども、時間という要素を考えていかないと、特に管理が適切に行われていないもの、空き家などについては、大切な資源が消滅してしまう恐れがあるということで、のんびりしていると、さっさと建て替えられてしまうということもあり得る。そういうことに配慮していただきたいなというのが 1 つと、もう 1 つは、登録について気になっている、あるいは判断を保留されているという方に対しては引き続き、協議するというのも大事だと思いますが、他方で、了承されているものについてさっさと進めて、公表というのはこのような形での公表だと、あるいはこういうふうな公表をされるだと、登録された結果はこうなるということをお話いただければと思います。先行して公表されたものを見て、これだったらということも出てくるかもしれないし、一方で、こういうことならやっぱりやめるということになるかもしれないし、その場合は、公表のあり方というものを検討し直す、あるいは公表をしないという考え方もできると思いました。

それから 3 つ目に、これまでご意見が出たところですが、登録制度の裾野を広げてしまった結果、今あるものを維持しなければいけないというもの、それから修景しなければいけないもの、あるいは建てかえるもの、全くの新築みたいなものが、登録の可能性を持つことになったと思います。しかし、それぞれ市役所との調整や協議とか市役所の方からの働きかけ方というのは異なると思います。

今後どういう働きかけをしていくのかということ、こういう場合はこういう手続き・こういう対応をして、こういう形で登録制度あるいは支援制度に繋いでいくということがわかるように市役所内部のマニュアル等があれば、所有者、設計者としても、対応しやすくなるのではないかと思います。

そのあたりの手続きはこれからだと思いますが、登録の場合はという形で一般化す

るよりは、もう少し場合分けをした手続きというのを考えていただければいいのではないかと思いました。

【会長】

ありがとうございます。F委員の2つ目の話は、16件登録了承いただいているなら、また部会や審議会で議論している間に、また建てかえられてしまったら困るので、早く登録をさせていただいたらどうですかというご意見だと思います。

3つ目の話で言うと、私は、登録をすることで市役所とのパイプが深まることが一番大きいと思っています。登録を外すことはできるけど、外すときは申出がいります。その時に話し合う機会ができますし、何かご事情があるかどうか事情を聞いて、こういうような処分の仕方とか、こういう修景の仕方があれば、今抱えてらっしゃる課題を乗り越えて、建替を検討していただけるかもしれません。そういう相談ができる1つのきっかけとしての登録制度でもあると思いますので、そこがもう1つ重要なポイントと思いました。

それとF委員がおっしゃったのは、それぞれの登録物件の内容によって、市役所側の使い方があり、その所有者と市役所の関係性の結び方は、やっぱり違うと思うので、それをタイプ分けしていただいて、市役所側がルール化していきたいのか、どのように所有者さんと関係を構築したいのか、そこら辺を少し整理してくださいということだと思いますので、またご検討いただければと思います。

【事務局】

まずご意見いただいた1点目になりますが、不在者宅への対応につきましては、今後も引き続き、チラシのポスティングなど、所有者に何らかのアプローチは続けていきたいと考えております。

その中で、現地に行ったときにメーターも回っておらず、おそらく空き家じゃないかというところもございましたので、空き家対策につきましては庁内でも所管している部署もございますので、どのような連携ができるかっていうところは、また、ヒアリング等していきたいと考えております。

2点目の登録制度についていただいた意見ですけれども、今のご了承いただいた16件につきましては、いただいたご意見も含めまして、ホームページにできるだけ早く掲載できるように進めていきたいと考えております。

最後の、それぞれの新築の場合、既存の場合の登録のアプローチの仕方というところでまさに現在、既存の建物に対するヒアリングをしている状況にはありますが、おっしゃる通り、新築の場合、既存の場合については、それぞれ違うアプローチの

仕方があると思っておりますので、その辺につきましても庁内でどういったアプローチがいいのか検討していきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。この不在所有者に対して、どのようなアプローチをして、空き家対策していくのかというのは、こちらの歴史的な物件をどのように維持管理していくのかというのと重なってまいりますので、そういう意味では空き家対策の窓口とお話を密にして欲しいと思います。

景観審議会ではありますが、やはり使っていないとすぐにガタが来てしまいますので、少なくとも風を通すとかいろんな配慮が必要だと考えます。全国に空き家がたくさん発生しているということでもあるので、有料になりますが、管理をちゃんとしてくださる方をご紹介しますというのも、空き家対策、景観の方でも重要なので、できるだけ情報共有していただきながら、物件が保てるような形に持って行っていただくとうれしいと思っております。

【C 委員】

空き家対策の話について、茨木市はもう活用に転じているようですが、たまたま私、高槻市の空き家対策の審議会にも入れていただいております、古くなった空き家なのでもう危ないから潰すという話がありましたが、見ていますと城下町は今のところあまり出ていない状況です。

富田で1件町家調査を実施した家が撤去されたというのがありますが、撤去だけではなく、改修して再生する可能性もあるため、今後は視野を広めていただくようにお伝えしています。それと文化財の部署やそういうことに詳しいところで文化財的な価値があるかどうか、一緒に審議した方がいいのではと意見しております。

ここでの文化財というのは、本当に文化財なのかどうかではなく、文化財はあるだけでも文化財であるという言い方もありますので文化財的価値があるということになります。

【会長】

ありがとうございます。

ちなみに、茨木市は市が買い取り、公募で利活用している町家がありますので、高槻市も売りに出る物件を市役所が買っていただいて、しっかりと保全するということを茨木市に倣ってやっていただきたいと期待しております。

【G 委員】

情報発信についてですが、城下町らしい趣とするまちなみ形成の機運醸成は非常に重要と思います。

私は観光協会ですけれど、先日市民の方を募集して、横山家住宅をご案内した際、非常に喜んでいらっしゃいました。

ここに情報発信で、先ほども会長がおっしゃったように、このホームページだけにこだわることなく、いろんな方法で、この機運醸成を図っていただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

観光資源として活用できるとお金にも係わっていきますので、そこはまた別の意味での価値が出てくると思います。

【A 委員】

空き家対策の話ですが、例えば、両親と一緒に住んでいた子どもが成長して出ていった後、子どもが戻らないときに空き家になっていくパターンがあると思います。その場合、維持保全をどうするかというときに、商工会議所を通じてテナントを紹介して、そこで家賃収益を上げるということを、通常デベロッパーに頼み、デベロッパーと市、商工会議所とのタイアップで、相談に乗っていく方法もあると思います。

今回登録承された3つの店舗もそうだと思いますが、町家の部分を店舗にしており、新しくできた高槻市芸術文化劇場についても、我々が入っている建築士会連合会の最優秀を獲りました。

こういうものができて人が集まってくると、町っていうのはやっぱり住んでないと生きてこないと思います。ですから、住んでないということは使っていないという意味でとらえていただいたらいいと思います。

保持するだけではなくて、それをどう活かすかということは、所有者が自ら住めないのであれば、住んでいただく人を市として紹介するというのも1つの方法かなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。

その辺り、多分空き家対策の方でもお話いただいていると思います。

やはり一番効果的なのは、地元の不動産屋さんが動いてくれるということが一番効果的なので、空き家対策と同時に考えていただければと思います。

様々賜りましたので、また継続して検討していただけるとともに、また後ほどお諮りをしますけれども、専門部会としても議論を続けていきたいと思っています。

それでは残りの資料につきまして、ご説明よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは続きまして「5__新たな支援制度について」説明させていただきます。

新たな支援制度につきましては、城下町エリアにおいて、まちなみ景観を形成する建造物等の維持、修繕や新築に対して支援を行うものとし、3つの柱を設け、エリア価値の向上を図りたいと考えております。

1つ目の柱は、既存建造物が対象となる「守る・保つ支援」、2つ目の柱は新築建造物などが対象となる「作る・増やす支援」、3つ目の柱を「技術・情報支援」と考えております。なお、支援制度の修景基準や制度に関する詳細につきましては、専門部会で検討を行うことを考えております。

支援制度はスライドに示す3つのポイントを踏まえ、検討することとしており、その中でもポイント②に示す技術・情報支援におきましては、修景基準の合致の有無にかかわらず、活用可能と考えております。

専門部会に関しましては、高槻市景観審議会規則第4条第1項の定めにより設置することとし、支援制度の詳細検討や、支援基準の検討などを行うことを目的としております。

専門部会は、高槻市景観審議会規則第4条第2項により会長が指名する委員をもって組織することとなっておりますが、事務局より専門部会のメンバーを推薦させていただきます。

<事務局より専門部会メンバーの推薦>

最後に「6__今後の取組について」説明をいたします。

今後の取組につきましては、大きく2つの項目がございます。

1つ目は登録制度に関する取組として、今年度より取り組んでいるヒアリングに引き続き、登録対象となる建造物の募集を行っていききたいと考えております。

2点目に、先ほど支援制度の際にご説明させていただきました、専門部会におきまして、支援制度の詳細検討や、支援基準の検討などを行っていききたいと考えております。

以上で案件資料の説明を終わります。

これまでご説明させていただいた内容につきましてご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それではまずお諮りをしたいことで言うと専門的な観点がかなり出てまいりますので、支援制度の専門部会を設置するというところでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。具体的には今後、部会の方で議論をさせていただいて、また一定のまとまりができた段階で審議会にお諮りさせていただければと思います。せっかくですので、先ほど支援制度や今後の進め方のお話ありがとうございましたので、何かご質問とかご意見ございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【H 委員】

前回の景観賞では、市民投票という形で市民を巻き込んで、いろんなまちなみを自分の足で見に行って、この建物が推薦にふさわしいのではというような機運がありました。受賞・入選作品決定後、市民の皆様へ周知を行うべく取り組もうとしていた頃にコロナ禍になってしまい、すごくもったいなかったと今でもずっと思っています。

また景観賞のような機会があれば、市民も一緒に参加してどんなところがあるのか、この高槻を改めて見る良い機会になるので、ぜひまたやっていただきたいなというふうに思っています。

あと、城下町エリアに新築を建てるとするならば、空き地やスペースがあるのかということも単純に思います。空き家が空き地になっているというのはすごくイメージができますが、城下町エリアで、実際のところ新築を建てられるようなスペースがあるのか、城下町エリアって今どんな状況になっているのかということも教えていただけたらなと思います。あともう1つは、先ほどから出ている新築という言葉で、新築の住宅なのか、店舗なのか、イメージされているものは何なのか教えていただければと思います。素人の考え方であると、新築と言うと戸建住宅やマンションをイメージしますが、新築のイメージというものは、景観審議会の委員の皆さん

がどんなイメージを持っているのかを教えてくださいましたら、少しでも皆さんのお話についていけるのかなと思います。よろしくお願いします。

【会長】

おそらく、建物と言った方がいいと思います。オフィスビルであろうと店舗であろうと、住宅であろうと、新しく建てる建物を皆さんイメージされていると思います。あと、2つの点はいかがでしょうか。

【事務局】

1点目の質問の、新たに立てるような土地があるかというご質問につきましては、更地になっている空き地がたくさんあるという状況ではなく、今ある建物が建て直しというタイミングでの修景助成、何か景観に配慮していただくような制度というところを考えていければというふうに思っております。

会長からもありましたように、対象としましては、個人宅だけではなくて店舗や集合住宅などについても、一定景観に配慮した仕様をしてもらえるのであれば、支援をしていきたいと考えているところでございます。

【会長】

少し話題がそれてしまうかもしれませんが、周年事業としてこの前やりました景観賞のようなイベントは、今後予定されていないのでしょうか。

【事務局】

前回の景観賞公募からしばらく期間が空いておりますが、また機会があればやりたいと思っておりますし、そのタイミングはまた庁内で検討したいと思います。また、今回ご同意いただいた建物が10数件ありますので、そういったところをPRできるものとして、ホームページと合わせて、G委員からご指摘いただいたように、何か市民の目に触れる機会を増やすような取組は、引き続き考えていきたいと思っております。

【C委員】

市主催の景観ワークショップが2006年にありまして、それを契機にマチヤテラスで町家を大事にしようという市民活動を行っており、2009年に町家の外観調査として、外観を全部見て回りました。

当時はまだ、町家や城下町に対する理解が高槻市でも全然なく、今とは全然違って

いましたので、当然行政としても個人財産である町家に対して深く関わりを持つことができないという立場でもあり、我々市民活動によって先に、城下町や宿場町に入って、町の人たちと出会いながら意識向上に努めましょうということを町家調査でやっておりました。それが、町の機運（内圧）を高めることに繋がるということをも町家の方たちもよく言っており、いずれ行政が政策的に動いてくれるときが来るだろうからそれまで頑張りましょうと言ってきました。役所がかけるものが外圧だとすれば、外圧をかけるときに内圧が高まっていれば、より効果が増すことに期待していました。2014年に町家調査が終わり、調査結果を図書館に置いて共有させていただいた時に、町家にお住まいの方たちや町家に理解のある方たちで組織する「マチヤソネット」というネットワークを作りました。当時は14名ほどで結成しており、市民活動ベースでは、不活発でうまくいっていないこともありまして、現時点ではもう完全に休止している状態です。

10年前、市民ベースで進めていく中で、行政がその気になってくれて、後ろ盾になってくれて協働していれば、もしかしたら今の世の中、町家に対する風向きも変わっていて、うまくいく面もあったかもしれないと思っています。まさに今、行政が動いてくださっているのです、町家のネットワークのように、賛同してくださっている方たち中心にスタートしてもいいと思います。

さっきの登録了承いただいた10件とするAの町家については、町家の建物をカバーすることと、そこに住む人と活用する人たちをフォローしていくという二本立ての方が、相乗的に効果が出るのではと思います。そうすれば、市の施策に対する理解もより一層高まると思いますし、賛同してくれる人も増えるかもしれません。

我々は行政の審議会委員ですので、行政的な立場で考えているかもしれませんが、行政にも町家の方達が主役になる活動を、当事者の方の間に入って手伝っていただけるような支援していただけないかなと思いました。今すでに町家の方たちと、かなりお知り合いになっていると思うので、その延長で声掛けがしやすくなっているということで、これは10年前と全然違うと思います

それから、運営の支援や活動拠点の提供、資金援助等が可能であればそういうことをお願いしながら、将来的には独立することが一番望ましい形だろうと思っています。何をするかという話になれば、町家の人たち同士の意見交換や補修・改修などの専門業者の方の紹介、勉強会や先進地の視察、城下町や城に関するイベントの企画・参画などが考えられます。

そのほかにも、高槻城ゆかりのテッセンの花を守って、後世に引き継いでいくという活動や、A委員がおっしゃったことに近いかもしれませんが、不動産信託で町家を所有したままで管理や運営を業者や専門の方に任せたり、仲介したりと様々なこ

とを視野に入れていけば、活動に入っていただく意味はあるのかなと思います。先ほどF委員もおっしゃっていただいたように、とにかく町家はどんどん減っていきますし、時間との勝負だと思います。

それと、城下町はだいぶいい感じになってきたと思っていますが、芥川の宿場町においても、結構町家はなくなってきております。残っている町家は非常に貴重なものが多いですから、何とかそちらにも手が広がっていかないかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

他にもいろんなところがどんどん建て替わっていますので、まずは城下町からスタートして、他のところにも広げていただきたいと思います。

また同じような取組を今、八尾市で実施しており「やおきらり」の名称として、キラリと光る資源という形で、プレートを差し上げて、建造物につけていただくような取組をしています。また、プレートの贈呈式をこの11月に行いますが、その時に所有者さんの集まりがあり、その機会にワークショップをやって意見交換しようということになっています。ですので、先ほどおっしゃっていただいたように、個別にヒアリングをしているのであれば、市役所と所有者さんの関係はできておりますが、所有者同士の繋がりも大事であるため、市役所がそういう場を設定できないかそのあたりもご検討いただければと思います。

【B委員】

町家保存に関しても、景観賞のような賞というものは、すごく大事だと思いますし、市民が参加しやすいイベントであると思います。

一時期は、景観を少しメジャーといいますか、皆さんが取り上げてくださっていた頃は、2年に1回、3年に1回とかの頻度でやっていた行政もありますが、今はその頻度でできていなくて、5年に1回とかの頻度となっています。

ある市においては、もうなかなか1つの市では継続が難しいから、2、3市で連携し、持ち回りでしようかという話が上がっていました。大阪のまちなみ賞の審査員をしておりますけれども、やはり大きな案件に目がいってしまいます。

やはり、小さな単位で市単位もしくは2つ3つぐらいの市単位で、小さい、丁寧なものを選んであげることが、より景観を市民に1歩近づける形になるのではないかなというふうに思っています。

【会長】

ありがとうございます。

様々な観点で意見が出てきておりますが、本題であります登録・支援制度に関して何か、他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではまた部会の方で検討をさせていただきたいと思います。

では、その他ですけれども、まずは事務局から報告が2件あると聞いておりますので、よろしくをお願いします。

【事務局】

まず初めに、高槻城公園の整備についてご紹介させていただきます。

かつて大坂城、岸和田城とともに、府内3大城下町として繁栄していた高槻城。現在、高槻城公園と芸術文化劇場を一体的に再整備中です。こちらは当時の高槻城を現した絵図や町割りとなっています。

それでは、城跡公園再整備基本計画について説明いたします。

その目的ですが、公園内に設置される高槻城公園芸術文化劇場との調和を図りつつ、緑と歴史に触れ合う交流拠点として一体的に再整備するために策定しています。

再整備基本理念として、みどり・歴史・文化でつながる憩いとにぎわい空間の創出とし、歴史の整備方針としては、城跡を思わせる施設設置等を位置づけております。次に、文化財保存活用地域計画ですが、計画の目的としては、高槻城を核とする城下町エリアを、文化財が集中し、文化的な空間を創出する文化財保存活用区域に設定しています。

また再整備基本理念として、かつての高槻城を思わせる堀や塀を再現するなど、歴史的な遺構を現代的に再現する他、城下町のシンボルともなる天守や櫓等、高槻城の復元を目指しております。

次に高槻城公園の整備についてご説明いたします。

高槻城の跡地に整備され、長年市民に親しまれてきた城跡公園を、芸術文化劇場の整備に合わせて、高槻城公園としてリニューアルするもので、市民会館などの跡地を高槻城公園北エリアとし、かつての高槻城三の丸を再現するものです。

整備については、北、中央、南エリアに分けて整備を進めており、本日は、北エリアについてご紹介いたします。

高槻城公園北エリアの考え方についてですが、絵図等に基づき、歴史性を重んじた伝統的な技法・材料による再現をするとともに、高槻城を構成した乾櫓（いぬいやぐら）や高麗門（こうらいもん）をはじめ、水堀（みずぼり）や石垣、土塁（どるい）、土塀、武家屋敷の区画なども再現いたします。

また、市街地の新たな安らぎと憩いの空間となる芝生広場や休憩所などを設置します。

現在、実施設計を進めているところで、令和8年度末に一次開園を予定しており、各種取組を進めているところです。

こちらは整備イメージとなります。ご紹介させていただきます。

まず上段は国道171号からの眺望です。こちらは2期の整備部分となりますが、乾櫓、高麗門を配置いたします。中段は、園路の北からの眺望で、左側に番所、休憩所、トイレを配置いたします。一番下は、園路南からの眺望で、左側には休憩所を配置いたします。

これらについて、地元の方に説明したところ、概ね高評価や楽しみにしているなどのお声を頂いているところです。

以上で高槻城公園の整備の紹介を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

何かご意見、ご質問ございますか。

さらに、順次土地があれば、広げていくという予定はあるでしょうか。

【事務局】

今、北エリアの整備を進めておりまして、最終的には南エリアもございます。南エリアに高校がありますが、そこも含めて南エリアとしておりまして、将来的には天守の再現を計画で位置付けているところです。

【会長】

おそらくその堀跡は、道路になっているところも多いと思うので、そこに隅櫓を建てるスペースができたら隅櫓を建てていくとか、そういう小さな整備でいいですけど、順次進めていくのか、今示しているところで一旦区切りとするのか、どうでしょうか。

【事務局】

一旦区切りになります。

【A 委員】

これは市の単独事業でしょうか。Park-PFI など考えておられますか。

【事務局】

あくまでも市の単独事業で考えております。

【C 委員】

今、事業的な話がありましたが、最後まで力尽きないで行っていただければと思います。天守が復活した暁にはぜひテッセンの花も返り咲きさせたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】

先ほどもご説明させていただきました、今回大きな特徴は文化財保存活用地域計画に位置付けておりますので、まず C 委員がおっしゃる通り、半ばで力尽きることはないと思いますが、時間がかかる事業ということをご理解いただき、また温かくこの事業を見守っていただければ幸いですので、何卒よろしくお願ひします。

【会長】

大和郡山市においては、櫓をいくつか復元しておりますが、全部市民が寄付で作っているそうです。そういう意味では、市民寄付を募っていただくというのも 1 つの方法だと思いますし、天守でいうと、尼崎城の天守は、民間企業の会長さんが高額寄付をしてくださったため建てることができているし、古くは大坂城の天守も昭和 6 年のときに市民寄付で完成していますので、市の財政だけではなく、市民ぐるみ、事業者ぐるみで資金調達をしてみんなのものとして、作り上げていくというのも 1 つの方法だと思います。

【事務局】

先ほどご指摘いただきました市民の皆様にあ着を持っていただく、親しみを持っていていただくという視点で言いますと、当然ふるさと納税を活用するとか、一日城主というのがありますので、今後、次の事業を進める際には、参考にさせていただきたいと思います。何卒よろしくお願ひします。

【会長】

ふるさと納税は市外の方がやってメリットがある制度ですから、市内の方が寄付を

するような、なんかそういう仕組みができたらいいのではないかと期待しているところです。ネームプレートというものもかなりの効果があり、ガンバの吹田スタジアムも全部寄付ですし、そういう意味では、いろいろなところから資金調達を行う手法があると思っておりますので、またご検討いただければと思います。

高槻城公園について、他にありますでしょうか。なければ、次の話題に移ってよろしいでしょうか。

それではよろしく申し上げます。

【事務局】

続きまして、報告案件2件目となる屋外広告物適正化旬間啓発キャンペーンについてご説明いたします。

この啓発キャンペーンは、屋外広告物の適正管理の意識向上と安全点検の促進を図ることを目的に、大阪屋外広告美術協同組合と協働で実施しており、今回で11回目の開催となりました。

本年度は、9月2日にJR高槻駅及び阪急高槻市駅周辺を実施場所として、店舗等を直接訪問し、チラシを用いた啓発活動や看板等の目視点検を実施し、指導・助言を行いました。

こちらは前回のキャンペーンで不具合を指摘した看板を再度確認したところ、改善された事例でございます。

前回キャンペーン時に、スライド左側の写真の通り、直線部の素材が剥がれ落下の危険があったため、事業者に指導したところ、今回適切に接着され、改善が図られており、取組の必要性を関係者で共有することができました。

最後に、今回のキャンペーンで、専門家の皆さんとまち歩きをした中で、デザイン面や機能面等で優れた広告物もいくつか見られましたので、素敵な看板として3件ご紹介させていただきます。

まずこちらの広告物では、パンチングメタルを使用することにより、風の影響を抑えるとともに、メタルの穴を利用したLED内照により、通行人に対してもやさしい明かりを放っています。

それにより、昼間のサインと夜のサインの見え方に変化をもたらせており、広告物自体は派手な色を使っていないにも関わらず、存在感があり、サインとしての機能を備えた広告物となっております。

続いてスライド左側の広告物では、ルーバーに広告物を埋め込む構造とすることにより、一体性を高めており、将来的な広告物の更新も想定した設計となっております。また、暖色系ブラウンのルーバーに寒色系ブルーの広告を配置し、白色の縁取りに

よって2色のコントラストが鮮やかに出ています。

最後に、右側の店舗では、水色と白を基調とした建物壁面と無彩色の文字がバランスよく配置されているとともに、入口にのれんのついた門が印象的であり、落ち着きの中に楽しい雰囲気となっています。

以上で報告案件の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。

それではただいまの内容についてご質問、ご意見いかがでしょうか。

【I委員】

私は一番初めのパンチングメタルのところのエリアを担当させていただきました。私どもの理事長が、デザインの要素で見えていたのですが、看板屋さんが実際にどういう看板がいいのかわからないと言っていました。

スポンサーより、こういうのを作ってほしいと言われたときにもう少しこうした方がいいとか、こういう条例がありますと説明をしますが、それが看板の効果にどう繋がるか説明ができないのです。ですので、どういう看板が良いのか、各市の審議会でお話しさせてもらう中で、好事例をどんどんあげて欲しいと思っています。それをオープンにしてホームページにあげてもらったりすることによって、看板屋さんが作る側として、スポンサーさんにきちんと言えろという道筋ができたらいなということで、毎年この屋外広告物キャンペーンのときに、各市さんと一緒に街歩きをして、これはいい看板だということを、私たちから報告する運動を行っており、高槻市は中でも一番最先端で、一番進んでおられる市であると思っています。一番安全に対しても長く考えておられるし、ですから、こういうものをもっともっと、高槻市の方からアピールしていただいて、表に出していただければというふうに思います。

【会長】

ありがとうございます。

ちなみに、先ほど3つ素敵な看板がありましたけども、情報共有はここ止まりでしょうか。もっと積極的に広報をしていただければ、先ほどのI委員のご意見にも受けることができると思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

今回このような形でご報告させていただいて、そのあとの展開というところまで考えていない部分がありましたけれども、ご意見いただいたように、店舗の所有者の方にいろいろご意見いただいた上で、今後広く情報発信ができるよう検討していきたいというふうに考えています。

【会長】

ありがとうございます。

良いものはどんどん褒めて差しあげて、公開してもいいと思いますし、それが、それぞれのお店のPRにも繋がると思います。また考えていただければと思います。

【B 委員】

京都市はそういう情報共有のネットを作っていますし、私がずっとお手伝いしてきた富山県は広告賞というものを毎年実施されています。

そうすると良い広告・看板っていうのがこういうものだということが、みんなに周知していきますし、業界の方も周知されていくので、そのような機会が増えればいいと思います。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

【A 委員】

個人的な看板、特に大企業の看板や再開発ビルなど、東京でやると、大企業のコンビニは、外壁で広告しなくて、ガラスの内側にやることになっていますし、京都市は色規制まであります。そういうことも含めて、城下町エリアについては、今後、新しい店舗が出てくるときに、そういう規制をかけていった方がいいかなと思いますので、ご参考までに。

【会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では予定しておりました案件すべて終了ですけれども、その他案件で委員の皆様から何かあるでしょうか。

【C 委員】

看板で思い出しましたが、電柱や電線が絵を書くときに結構アクセントになってよかったですりするときもあります。今では国の方も無電柱化事業に関して、補助金が出るようになっていて聞いています。ただ、国がそれを推進しているのは、主にインフラの耐震化を進めるためというふう聞いておりますけれども、景観上においても効果のあることだと思っておりますので、今後またこういう場でこんな事例があったとか、何か誘導できないかという話があってもいいのかなと思っております。

ただ、個別の建築単体の建て替えではなかなか難しいことなので、沿道全体でやらないといけませんし、一区画を全部やりかえるようなときでなければなかなか難しいとは思いますが、景観審議会であるため、参考としてお話をしました。

【会長】

ありがとうございます。

面的な整備だけではなく、バリアフリー等で歩道を整備するときに、掘削のついでに埋めてしまうという方法もないことはないもので、いろいろな視点でまたご検討いただければというふうに思います。その他ございますでしょうか。

それでは案件の方はこれで終了させていただきます。

事務局から、その他ございましたらよろしく申し上げます。

【事務局】

今回の審議会におきましては、城下町エリアでの景観保全に関わる取組についてご審議いただきました。

本市の西部に位置する富田地区におきましても、神社仏閣や造り酒屋など、歴史的資源が数多く残っており登録制度など、今回と同様の取組を検討して参りたいと考えております。またその際には、本審議会でご意見を賜りたいと思っておりますので引き続きどうぞよろしく申し上げます。

【事務局】

本日は、様々なご意見頂戴いたしまして本当にありがとうございました。

特に時間が大事だということも、委員の皆様からもご意見いただいておりますので、まずできることはもうできるだけ早く、PRも含めてやっていければと思っておりますし、先ほど屋外広告物で、ご意見いただいたそういった良い事例の紹介もあわせて、事業者さんにも含めてPRできるようなことをやっていきたいと思っております。委員の皆様には、幅広いご意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きよ

ろしくお願いしたいと思います。
簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

【会長】

どうもありがとうございました。
それではこれで審議会の方を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。